

長期優良住宅化リフォーム推進事業

概要

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境整備を図るリフォームに対して補助金が出ます。一定要件を満たすリフォーム事業を公募し、事業の実施に要する費用の一部を補助する制度です。

「安心R住宅」制度に係るものについても登録団体による公募・事前採択の対象となります。

これだけお得です

下記の長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用に対して補助が行われます(補助率1/3)。事業タイプによって補助額などが異なります。

- ・インスペクション費用、リフォーム履歴作成費用、維持保全計画作成費用、リフォーム瑕疵保険の保険料
- ・特定性能向上工事
- ・その他の性能向上工事
- ・三世帯同居対応改修工事
- ・子育て世帯向け改修工事

評価基準型	
補助額(工事費分)	①単価積上方式で算出した額 ②補助率方式で算出した額 (住宅単位でいずれか選択)
補助限度額	100万円/戸 (150万円/戸)*
認定長期優良住宅型	
補助額(工事費分)	①単価積上方式で算出した額 ②補助率方式で算出した額 (住宅単位でいずれか選択)
補助限度額	200万円/戸 (250万円/戸)*
高度省エネルギー型	
補助額(工事費分)	②補助率方式で算出した額
補助限度額	250万円/戸 (300万円/戸)*

※()は「三世帯同居対応改修を実施する」、「若者・子育て世帯が工事を実施する」、または「既存住宅購入者が工事を実施する」場合。

このような住宅が利用できます

① リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、工事後に維持保全計画及びリフォームの履歴を作成すること

② リフォーム工事後に下表の性能基準を満たすこと

	性能項目	令和元年度 補正予算	令和2年度 当初予算
a	構造躯体等の劣化対策	必須	必須
b	耐震性		
c	省エネルギー対策	1項目以上 選択	任意
d	維持管理・更新の容易性		
e	可変性 (共同住宅のみ)		
f	バリアフリー性 (共同住宅のみ)		

③ ②の性能項目のいずれかの性能向上リフォーム工事、三世帯同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事のいずれかを行うこと

事業タイプとは

▶ 評価基準型

劣化対策及び耐震性について評価基準に適合し、その他1つ以上の項目で評価基準に適合するもの

▶ 認定長期優良住宅型

性能向上リフォームを行い、長期優良住宅(増改築)の認定を受けるもの

▶ 高度省エネルギー型

認定長期優良住宅型のうち、一次エネルギー消費量が省エネ基準比20%削減されるもの

▶ 提案型

基準では評価できない提案について、先導性・汎用性・独自性を有すると認められるもの
事前採択タイプのみを設定されている。

2020年2月末の情報で、内容が変更になる場合があります。

一定の性能向上リフォームに補助

平成31年度当初予算事業からの変更点とタイミング

No.	項目	令和元年度 補正予算	令和2年度 当初予算
①	子育て世帯向け改修工事を追加	○ →	
②	補助限度額の加算要件を追加	○ →	
③	単価積上方式の補助率見直し	○ →	
④	インスペクションの実施者の要件見直し	○ →	
⑤	特定性能向上工事に省エネルギー対策を必須化		○
⑥	事業者サイトへの書式の公表		○
⑦	買取再販業者の補助金還元先の変更		○
⑧	事前採択タイプ「良好なマンション管理」の別事業化		○

交付申請の受付期間	通年申請タイプ	6月12日必着まで	5月上旬～12月下旬
	事前採択タイプ	(募集なし)	7月上旬～12月下旬

提案できるTDYの主要商品



システムバス



高断熱浴槽



節湯水栓



対面キッチン



耐震ボード



窓



玄関ドア



玄関引戸

